

誓 約 書

令和 年 月 日

中濃地域広域行政事務組合管理者 殿

住 所
(所在地)

氏 名
(商号名称および代表者氏名)

中濃地域広域行政事務組合（以下「組合」といいます。）が実施するインターネット公有財産売却にかかる一般競争入札への参加申込みにあたり、下記の事項を誓約します。これらが事実と相違することが判明、またはこれらに違反するようなことが生じた場合には、当該事実に関する貴職が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 現在、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していません。
- 2 過去 2 年間、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当したことはありません。
- 3 次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
 - (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。
 - (3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げること。
 - (4) 契約の履行をしないこと。
 - (5) 契約に違反し、契約の相手方として不適当と組合に認められること。
 - (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
 - (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適当と組合に認められること。
 - (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
 - (9) 落札および売払代金納付後、組合の公有財産売却にかかる「中濃地域広域行政事務組合インターネット公有財産売却ガイドライン」等に定める引渡し指定日までに落札した公有財産の引き渡しを受けないこと。
- 4 中濃地域広域行政事務組合インターネット公有財産売却ガイドライン等を熟覧し、公有財産売却にかかるインターネット公有財産売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面や組合において閲覧に供されている入札の公告などを確認し、十分に調査を行ったうえで、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について貴職に対し一切の意義、苦情を申し立ていたしません。
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団、および同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員および暴力団員等（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でなくなった日

から5年を経過しない者)ではありません。

- 6 暴力団、暴力団員および暴力団員等の依頼を受けて入札に参加および応募するものではありません。
- 7 暴力団もしくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所またはその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転しまたは売買物件を第三者に賃借いたしません。
- 8 公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体またはそれら団体に属していません。
- 9 貴職からの求めがあれば、当方の提出した書類を岐阜県内の警察署に提供することに同意します。
- 10 貴職からの求めがあれば、当方の役員等名簿（生年月日を含む）を提出し、これらの書類から確認できる個人情報を岐阜県内の警察署に提出提供することに同意します。

〈関係法令〉

地方自治法施行令

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為などを行うことを助長するおそれがある団体をいう。

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。